

## 令和6年第3回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和6年2月29日（水） 午後3時30分
閉会日時	令和6年2月29日（水） 午後4時38分
場 所	湯沢市役所本庁舎 3階 会議室35
出席者	教育長 武石 睦 教育委員 議席番号1 築瀬 均 教育委員 議席番号3 佐藤 恵 教育委員 議席番号4 後藤 美喜子
欠席者	教育委員 議席番号2 久米 道人
出席職員	教育部長 高橋 一 教育総務課長 佐藤 邦彦 学校教育課長 黒澤 進 生涯学習課長 高橋 官 文化財保護室長 木村 了 教育総務課総務班長（書記） 佐藤 章子
傍聴人	なし

### 【会議に提出された議案】

- 議案第8号 公立学校教職員の人事内申について
- 議案第9号 湯沢市指定文化財の指定について

### 【前回議事録の承認】

令和6年第2回教育委員会の議事録について、原案どおり承認された。

### 【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号1番及び3番の委員を指名した。

### 【教育長の報告】

- ・ 2月27日～3月22日 3月定例会開催
- ・ 3月5日 高校入試（一般及び特色選抜併用受験となり2年目）
- ・ 卒業式 中学校：3月9日（土）  
小学校：3月12日（火）～3月19日（火）
- ・ コロナ、インフルエンザの感染状況落ち着いている。卒業式等は緩和されたなか、状況に応じた対応を各学校で行う。  
この卒業式から来賓紹介を省略し、紙面にて行うこととする。
- ・ 教職員の人事異動について
- ・ 小中学校春季休業 3月22日から4月4日まで
- ・ 学校再編計画の見直しのため、湯沢市学校教育環境適正化検討委員会を設置する条例を3月定例会に提出。湯沢南中学校と山田中学校の統合に関して「学校統合準備会だより」及び「皆瀬小学校・皆瀬中学校の今後を考える」と題した資料を教育委員の皆様へ配付している。今後、話題にしていきたい。

## 令和6年第3回 湯沢市教育委員会議事録

### 【議 事】

○議案第8号 公立学校教職員の人事内申について

※ 人事に関する内容であるため、秘密会とすることが教育長から提案され、出席委員全員の賛同により非公開の取り扱いとなった。

審議及び採決は教育長と委員のみで行うこととし、事務局職員は退室。

<質疑等>

なし

事務局職員再入室時に、本議案「可決」である旨、教育長の報告あり。

○議案第9号 湯沢市指定文化財の指定について

(文化財保護室長が資料に基づき説明)

令和5年11月15日に湯沢市文化財保護審議会に指定案を諮問し、同日、市指定文化財に指定すべきとの答申を受けている。

佐竹南家御屋敷絵図については、湯沢市文化財保護審議会から、次の2点について、調査を継続するよう申し受けている。

①天保9年にこの絵図を描くこととなった理由。

②明治19年、21年に書き写すこととなった理由

<質疑等>

委員	11月15日開催の文化財保護審議会において、お話しがあった1点目、なぜこの絵図が描かれたか。この絵図が描かれた100年前、当時の将軍であった徳川吉宗の時代、大名を統制・管理するため、把握するために絵図が描かれた。現代の国勢調査のようなものではないかと思われる。平成2年刊行の「出羽路」に、そのような記載がある。この絵図も大名統制のために描かれたものではないかと思われる。
委員	市民の方が、家宝ともいえるべき貴重な財産を市に寄贈して下さったことはありがたいことだが、今後、このような資料をどのように扱っていくのか。
文化財保護室長	文化財の指定に先行して、令和5年12月9日・10日に湯沢の文化財展で展示し、74名にご来場いただいた。デリケートな扱いが必要なこのような紙資料については、今後建築される複合施設の収蔵庫で保管し、施設で展示できればと考えている。
委員	複合施設ができるまでは、雄勝郡会議事堂などに展示し、市民の皆様にご覧いただければと思う。
文化財保護室長	文化財指定いただいた後、市民の皆様にお披露目できればと思う。

## 令和6年第3回 湯沢市教育委員会議事録

### 議案等の処理結果

議案等の番号	件 名	議決結果
議案第8号	公立学校教職員の人事内申について	可 決
議案第9号	湯沢市指定文化財の指定について	可 決

## 令和6年第3回 湯沢市教育委員会議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

---

番

---

書記

---

# 令和6年 第3回 湯沢市教育委員会

日 時 令和6年2月29日(木) 午後3時30分

場 所 市役所本庁舎3階 会議室35

## 会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名（2名）

3. 教育長の報告

4. 議 事

5. 協議・報告

6. そ の 他

7. 閉 会

令和6年 第3回 湯沢市教育委員会 提出案件

議案第8号 公立学校教職員の人事内申について

議案第9号 湯沢市指定文化財の指定について

議事録署名委員

番

委員

番

委員

議案第8号

公立学校教職員の人事内申について

令和6年4月1日発令予定の公立学校教職員の人事異動について、別紙のとおり秋田県教育委員会に内申するものとする。

令和6年2月29日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

## 議案第9号

### 湯沢市指定文化財の指定について

湯沢市指定文化財の指定について、教育委員会の議決を求める。

令和6年2月29日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

- 1 件数            2件
- 2 名称            別添一覧のとおり
- 3 提案理由

湯沢市文化財保護条例（平成17年条例第104号）第4条第1項の規定により、上記物件を湯沢市指定有形文化財として指定したいため。

なお、同条第3項の規定により、令和5年11月15日に湯沢市文化財保護審議会に指定案を諮問し、同日、市指定文化財に指定すべきとの答申を受けております。



新規に指定する文化財

種類	名称	数量	所有者	所在地
有形文化財 (歴史資料)	さたけみなみけおやしきえず 佐竹南家御屋敷絵図	2点	■■■■■	■■■■■
			■■■■■	■■■■■

追加指定及び名称変更する文化財

(現在の指定名称等)

種類	名称	数量	所有者	所在地
有形文化財 (書籍・典籍)	ごとういつじょしんびつかぶんしゅう 後藤逸女真筆歌文集	1点	■■■■■	■■■■■

(追加指定及び名称変更後の指定名称等)

種類	名称	数量	所有者	所在地
有形文化財 (書籍・典籍)	ごとういつじょひつしりょう 後藤逸女筆資料	5点	■■■■■	■■■■■

- 1 名 称 さたけみなみけおやしきえず 佐竹南家御屋敷絵図
- 2 員 数 2点
- 3 種 別 有形文化財(歴史資料)
- 4 所 在 地 別紙のとおり
- 5 所 有 者 別紙のとおり
- 6 時代・年代 別紙のとおり
- 7 構造・形式等 別紙のとおり
- 8 説 明

本資料は2点からなり、内郭町うちぐるわに築かれた佐竹南家(以下「南家」という。)の御屋敷の平面図で、いずれも天保九年(1838)に描かれた絵図をもとに、かつての家臣らが明治期に描いたものである。

原本である天保九年の絵図及び類似資料の所在については、現在のところ、市内では確認されていない。

南家は、元和六年(1620)の城破却後から明治までの266年間、所預ところあずかりとしてこの地で政務にあたった。御屋敷の広さは約130坪四方で、所預やその家族の住居と役所を兼ねていた。

本資料には、各部屋の間数や名称が詳細に記されており、機能ごとに部屋割りがなされていたことがわかる。西側には番所や客間が置かれ、屋敷の中心部には広間や祈祷間、対面所など公的な空間が広がる。南側には御座おだいのまや御台おだい等間など殿様の居住空間、東側には女中局や化粧間、寝所などがある。通りに面した北側には台所や膳番所、財用所や用座、勘定所、歩行詰所など役所機能が置かれている。

## 9 指定理由

現在の湯沢の成り立ちを考えるうえで、藩政期の湯沢を一貫して治めた南家の存在は大きい。しかし、「佐竹南家日記」以外、市内に残されている資料は数少なく、本資料は、明治期に描かれた写しではあるものの、政務の中心を担った御屋敷の様子を今に伝える貴重な資料であり、市にとって重要な資料であることから、湯沢市文化財保護条例第4条第1項により、市指定有形文化財(歴史資料)に指定するものである。

## 10 その他

名称について：資料ごとに名称が異なるものの、佐竹南家の御屋敷を描いた絵図であるため、総称として「佐竹南家御屋敷絵図」を用いる。

参考文献：『出羽路 第133号』「佐竹南家と湯沢」山内信弘 平成15年

『図説 横手・湯沢の歴史』郷土出版社 平成18年

市指定有形文化財(歴史資料) さたけみなみけおやしきえず 佐竹南家御屋敷絵図 一覧

通し 番号	資料名	画像	年代	指定年月日	構造・形式等
	所在地	所有者			
1	<small>おがちぐんゆざわまちあざうちぐるわちよう</small> 雄勝郡湯沢町字内郭丁 <small>みなみけしきえず うつし</small> 南家座敷絵図ノ写		明治19年 (1886)	令和6年(2024) 月 日	縦87cm 横83cm 紙本著色
	■■■■■	■■■■■			
2	<small>うごのくにおがちぐんゆざわまちあざうちぐるわ</small> 羽後国雄勝郡湯沢町字内郭 <small>ちようおやしきえずめんのうつし</small> 町 御屋敷絵図面之写		明治21年 (1888)	令和6年(2024) 月 日	内寸：縦96cm 横77cm 外寸：縦1240cm 横90cm 紙本著色
	■■■■■	■■■■■			

- 1 名 称 おがちぐんゆざわまちあざうちぐるわちょう  
雄勝郡湯沢町字内郭丁  
みなみけざしきえず うつし  
南家座敷絵図ノ写
- 2 員 数 1 鋪
- 3 種 別 有形文化財(歴史資料)
- 4 所 在 地 [REDACTED]
- 5 所 有 者 [REDACTED]
- 6 時代・年代 明治19年(1886)
- 7 構造・形式等 縦87cm 横83cm  
紙本著色



## 8 説 明

この絵図は、天保九年(1838)に描かれた佐竹南家の御屋敷絵図をもとに、  
はがかつよし 芳賀勝縁(「湯沢古城之図」作者)が明治19年(1886)に書き写したものである(以下「本資料」という)。

佐竹南家の屋敷平面図で、間取りは墨書き、畳は黄色、廊下(板の間)は灰色に色分けされ、畳割は朱色で表されている。また、各部屋の間数や名称も詳細に記されている。

一部張紙が付されており、添書より、天保九年以降、祐筆詰所が用座<sup>1</sup>の南隣に移されたことがわかる。

添書<sup>2</sup>には、藩主佐竹義厚<sup>よしひろ</sup>の参勤交代に際し南家義珍<sup>よしはる</sup>の代の天保九年(1838)に描かれた絵図の写しであること。天保期以降、座敷割が種々変更になり張紙が増えたところも急いで写し取ったこと。明治4(1871)年の廃藩置県により南家の屋敷が廃却になったこと。明治19年(1886)5月9日に、芳賀勝縁が描いたことが書かれている。

<sup>1</sup> 県指定有形文化財(古文書)「佐竹南家日記」が記されていた部屋

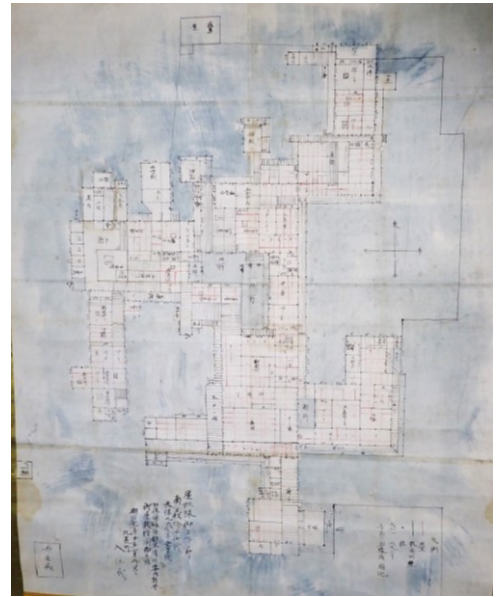
<sup>2</sup> 別紙「雄勝郡湯沢町字内郭丁南家座敷絵図ノ写 添書」参照

雄勝郡湯沢町字内郭丁南家座敷絵図ノ写



雄勝郡湯沢町字内郭丁  
南家座敷絵図ノ写  
古くは形跡跡上下二階 南家座敷代  
天保元年以来に上階上假圖ノ  
以後は二階に敷居を敷いた、張紙増  
加し、新築の座敷に改修  
明治二十一年五月廿七日 湯沢町南家座敷絵図ノ写

- 1 名 称 うごのくにしがちぐんゆざわまちあざうちぐるわちょう  
羽後国雄勝郡湯沢町字内郭町  
おやしきえずめんのうつし  
御屋敷絵図面之写
- 2 員 数 1幅
- 3 種 別 有形文化財(歴史資料)
- 4 所 在 地 [REDACTED]
- 5 所 有 者 [REDACTED]
- 6 時代・年代 明治21年(1888)
- 7 構造・形式等 内寸：縦96cm 横77cm  
外寸：縦1240cm 横90cm  
紙本著色



## 8 説 明

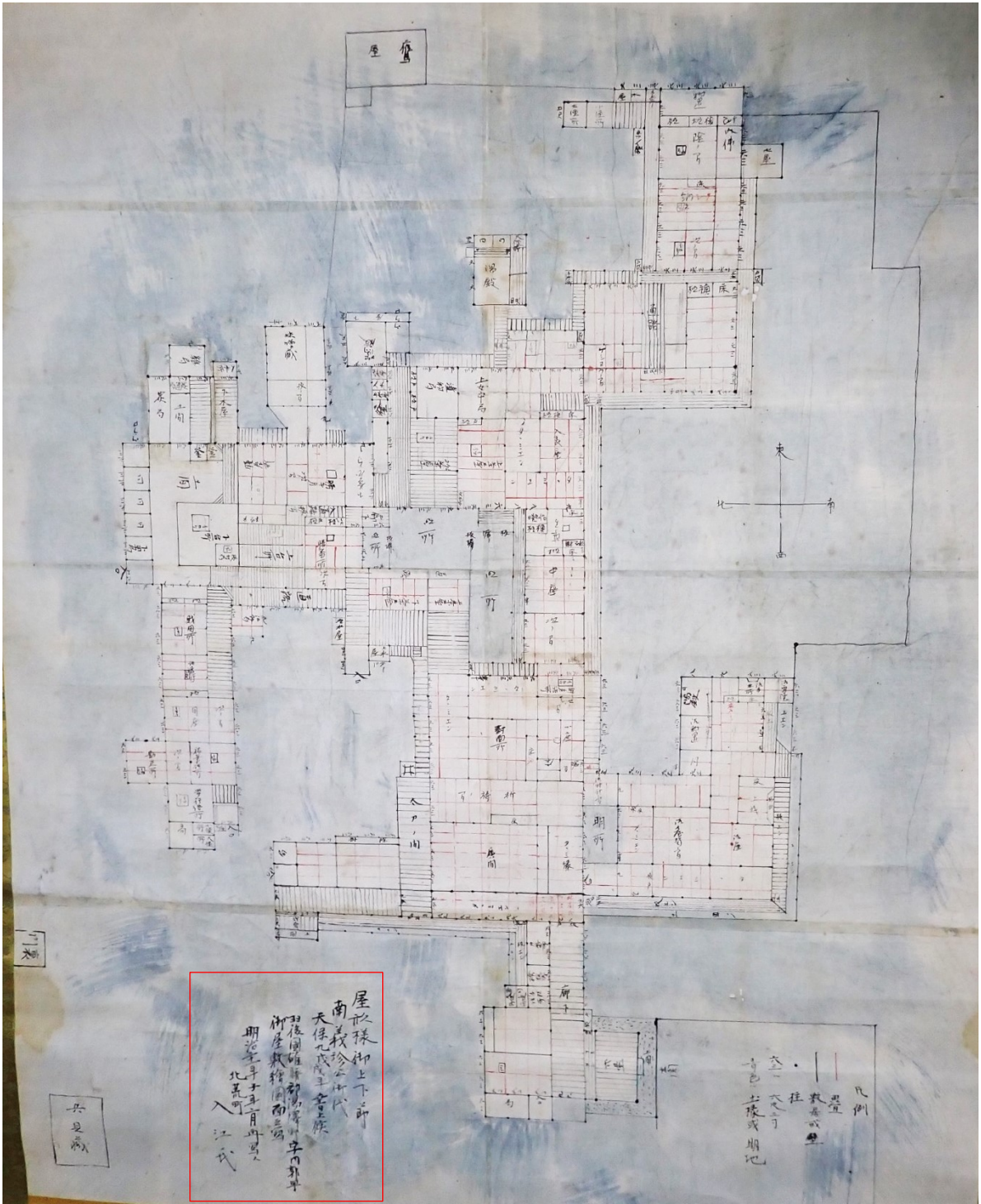
この絵図は、天保九年(1838)に描かれた佐竹南家の「御屋敷絵図面」をもとに、明治21年(1888)に書き写したものである(以下「本資料」という)。

佐竹南家の屋敷平面図で、間取りは墨書き、畳割は朱色、土壌や空き地は青色の濃淡で描かれている。また、各部屋の間数や名称も詳細に記されている。

添書<sup>1</sup>には、藩主佐竹よしひろ義厚の参勤交代の折、南家よしはる義珍の代の天保九年(1838)に描かれた内郭町の御屋敷絵図面の写しを、明治21年(1888)2月に再度写したことが書かれている。末尾に[REDACTED]の記述があり、作者は[REDACTED]の人物と推察される。

<sup>1</sup> 別紙「羽後国雄勝郡湯沢町字内郭町御屋敷絵図面之写 添書」参照

羽後国雄勝郡湯沢町字内郭町御屋敷敷絵図面之写



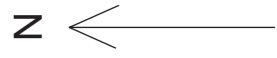
屋敷御上下所  
 南天保元辰公御代  
 天保元辰公御代  
 羽後国雄勝郡湯沢町字内郭町  
 御屋敷敷絵図面之写  
 明治元年十二月再寫  
 北葉可入 江代

凡例  
 一 疊  
 一 杖  
 一 六丁  
 一 七丁  
 一 彩色土障或期地

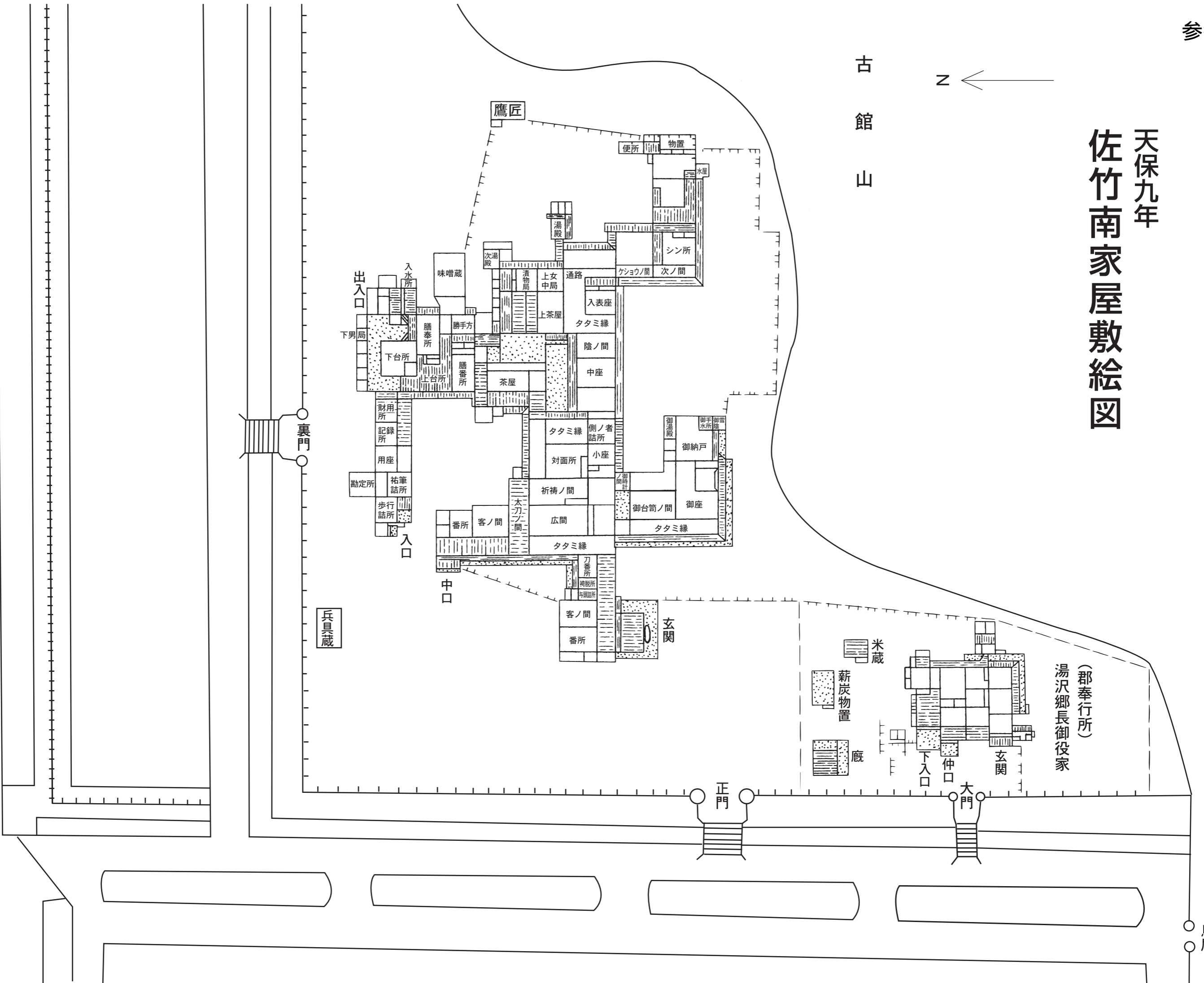
共見成

天保九年  
佐竹南家屋敷絵図

古館山



根小屋町





湯澤繪圖

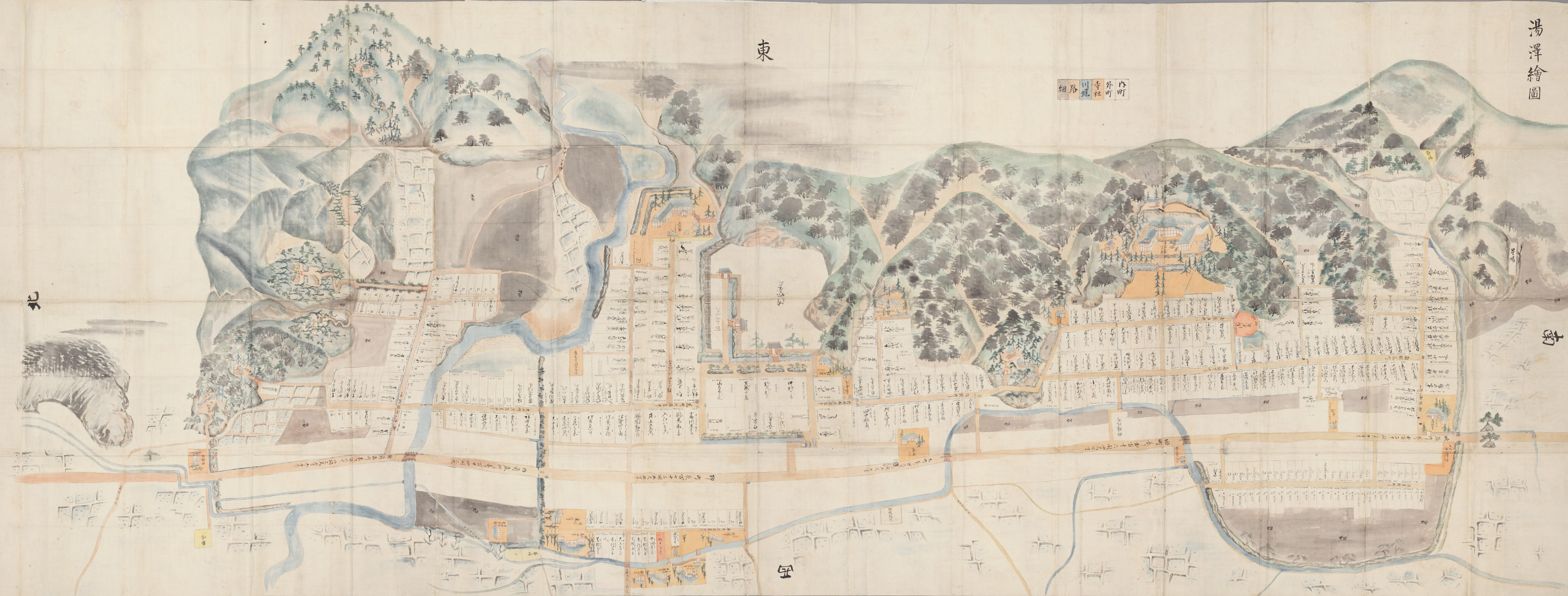
外町 外社 川廻 畑路

東

北

南

西



市指定文化財に追加指定し、指定名称を変更するもの

- |   |            |              |    |
|---|------------|--------------|----|
| 1 | 変更前の名称及び員数 | 後藤逸女真筆歌文集    | 1冊 |
| 2 | 変更後の名称及び員数 | 後藤逸女筆資料      | 5点 |
| 3 | 種別         | 有形文化財(書跡・典籍) |    |
| 4 | 記号番号       | 書、典-4        |    |
| 5 | 所在地        | 別紙一覧のとおり     |    |
| 6 | 所有者        | 別紙一覧のとおり     |    |
| 7 | 時代・年代      | 別紙一覧のとおり     |    |
| 8 | 構造・形式等     | 別紙一覧のとおり     |    |
| 9 | 説明         |              |    |

後藤逸女は本名を逸いつといい、文化十一年(1814)、川連村野村に生まれ、明治16年(1883)に70歳で没した。幼少にして柴田儀助しばたぎすけに手習い、『夜籠雑談噺よごもりぞうたんばなし』(市指定有形文化財)を著した井上武兵衛いのうえぶへえに蒔絵を習った。この頃から歌道に目覚め、17歳で結婚、一子虎吉とらきちを得たが夫と死別。久保田と往復して大山好古おおやまよしふる、村井政直まさなお、釈蓮阿しゃくれんななどから和歌と国文の指導を受ける。農耕のかたわら歌作に励み、すぐれた歌稿歌集を数多く残している。維新後は貧苦の中に作歌、揮毫、後進の指導に専念し、婦道の鑑と称えられた。

彼女を称えて揮毫された「岩崎藩主佐竹義理書「愛日廬よしただ あいじつろ」」、や「後藤逸女頌徳碑しょうとくひ」は昭和58年(1983)4月15日に市指定有形文化財(歴史資料)に指定されている。

後藤逸女の手による資料は、昭和58年(1983)4月15日に「後藤逸女真筆歌文集」が市指定有形文化財(書跡・典籍)に指定されているが、「生涯をかけておよそ二千首の和歌を読んだ」といわれているように、このほかにも「後藤逸女画賛秋田露摺ふきずり」を始め、幕末から明治にかけての書跡が市内及び県内に数多く残されている。所有者をたどれば、それぞれに当時を物語る歴史資料としての側面もあり、幕末から明治にかけての本市を知る貴重な史料であると考えられる。よって指定済の「後藤逸女真筆歌文集」に、「後藤逸女画賛秋田露摺」をあわせ、「後藤逸女筆資料」と名称を変更し、指定するものである。

市指定有形文化財(書跡・典籍) 【書、典-4】 <sup>ごとういつじょひつしりょう</sup>後藤逸女筆資料 一覧

資料 番号	通し 番号	資料名	画像	年代	指定年月日	構造・形式等
		所在地	所有者			
1	1	ごとういつじょしんびつふんしゅう 後藤逸女眞筆歌文集		明治15年 (1882)	昭和58年(1983) 4月15日	縦25cm 横16.5cm 紙本墨書
2-①	2	ごとういつじょがさんあきたふきずり 後藤逸女画賛秋田落摺		明治9年 (1876)	令和6年(2024) 月 日	内寸：縦170cm 横84cm 外寸：縦232cm 横97cm 紙本著色
		佐竹町1番1号	湯沢市			
2-②	3	ごとういつじょがさんあきたふきずり 後藤逸女画賛秋田落摺		明治9年 (1876)	令和6年(2024) 月 日	内寸：縦170cm 横84cm 外寸：縦232cm 横97cm 紙本著色
		佐竹町1番1号	湯沢市			
2-③	4	ごとういつじょがさんあきたふきずり 後藤逸女画賛秋田落摺		明治9年 (1876)	令和6年(2024) 月 日	内寸：縦170cm 横84cm 外寸：縦232cm 横97cm 紙本著色
		佐竹町1番1号	湯沢市			
2-④	5	ごとういつじょがさんあきたふきずり 後藤逸女画賛秋田落摺		明治9年 (1876)	令和6年(2024) 月 日	内寸：縦170cm 横84cm 外寸：縦232cm 横97cm 紙本著色
		佐竹町1番1号	湯沢市			

※朱囲み内令和5年度追加指定案件

- 1 名 称 <sup>ごとういつじょひつしりょう</sup> 後藤逸女筆資料 「<sup>ごとういつじょがきんあきたふきずり</sup> 後藤逸女画賛秋田落摺」
- 2 員 数 4幅
- 3 種 別 有形文化財(書跡・典籍)
- 4 所 在 地 湯沢市佐竹町1番1号
- 5 所 有 者 湯沢市
- 6 時代・年代 明治9年(1876)
- 7 構造・形式等 各 縦170cm 横84cm  
紙本著色



④ ③ ② ①

## 8 説 明

本資料は、歌人後藤逸女(1815-1883)が、63歳(明治9年(1876))の時、秋田落摺<sup>1</sup>の襖絵に賛を記したものである。

襖紙4面に、落の葉が大小7枚、虫食い跡もそのままに、大胆に配されている。ひとつとして同じ形はなく、大きなものは1間近いものもある。これら落の葉の間に、逸女が古今東西の名作を織り混ぜながら、流麗な筆致で秋田落について賛を記している。逸女の和歌の師のひとりに、秋田落摺の祖ともいわれる久保田の西善寺住職 釈 蓮阿<sup>しゃくれんな</sup> (1797-1870)がいるが、この落摺の制作者を示すものは見受けられない。

本資料は、もとは明治末期に「大館五人衆」といわれた川連漆器の大規模製造卸(親方衆)の一人、古関新左衛門家<sup>こせきしんざえもん</sup>の座敷の襖絵であった。古関家では、平成元年(1989)に旧宅を取り壊すにあたり本資料を襖から剥がし、長く保管していたものを令和元年(2019)に本市に寄贈。のちに掛幅装に改装した。

## 9 指 定 理 由

本資料は、本市を代表する歌人の資料として、また、幕末から明治にかけての地場産業の様子を知る上でも貴重な史料であり、市にとって重要な資料であることから、湯沢市文化財保護条例第4条第1項により、市指定有形文化財(書跡・典籍)に指定するものである。

<sup>1</sup> 秋田フキの葉茎を利用して行う摺り込み染めの一種。

<sup>2</sup> 『稲川町史』昭和59年

参考文献：「秋田落摺が辿った近代—近世日本における「印葉図」誕生に関する考察(下-二)」

『学習院女子大学 紀要』第25号 今橋理子 令和5年

『「歌人 後藤逸女～和歌に生きた生涯～」展示解説資料』秋田県立博物館 平成19年

『いなかわのむかしっこ』平成12年